

議第112号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

高島市長 福井 正 明

---

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および高島市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成17年高島市条例第48号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 財産の種類 学習者用タブレット端末
- 2 取得価格 125,999,720円
- 3 購入先 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
ソフトバンク株式会社  
代表取締役 今井 康之